

# 日本税協連福祉会

## 3大疾病保障共済制度[個人型]のご案内

### 団体3大疾病保障保険

#### 制度の特徴

#### 3大疾病

所定のがん〔悪性新生物〕

急性心筋梗塞

脳卒中

になった場合に一時金をお支払いします。

※死亡や高度障害の保障はありません。

■ 税理士事務所の税理士・従業員とその配偶者で75歳6か月までの方がお申込みできます!(個人加入型)

※配偶者のみで加入することはできません。(本人の加入が必要です。)



#### 「3大疾病保障共済制度」のポイント

##### ①お手頃な掛金!

3大疾病が対象のシンプルな保障と、全国団体のスケールメリットにより、お手頃な掛金となっています。

30歳の方が準備する場合の掛金(月額)は保険金額100万円あたり

男性: **164円** 女性: **181円**

##### ②医師の診査は不要です!

医師の診査はなく、告知項目に該当がなければお申込みいただけます。

##### ③「早期発見」「安心納得の治療」に役立つ 付帯サービス!

加入した方であれば「人間ドック紹介予約サービス」「がんセカンドオピニオンサポートサービス」をご利用いただけます。



#### ご意向(ニーズ)確認のお願い

お申込みにあたっては、本パンフレット(加入案内用チラシ、別紙「契約概要・注意喚起情報」)をご覧いただき、**保障内容、掛金、保険金額、保険期間、配当金の有無などが自身のご意向(ニーズ)に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。**

⚠ 本パンフレットは次回更新日まで大切に保管してください。



## 日本税協連福祉会

事務委託

## 日本税理士協同組合連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8日本税理士会館4階

Tel.03-5740-0920 Fax.03-5740-0921

## ご加入コース 月額掛金(概算)

～ 希望に沿った保障額を準備できるよう、さまざまなコースをご用意しております ～

内容	保険金	本人					
		万円		配偶者			
3大疾病により、所定の条件に該当されたとき	3大疾病保険金	1000	700	500	300	200	100

- ⚠️ ■記載の掛金は概算掛金です。  
 ■掛金は毎年更新日(5月1日)に見直されます。  
 ■記載の年齢は、保険年齢を使用しています。保険年齢は、更新日(令和4年5月1日)現在の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数について6か月を超えるものは切り上げて、6か月以下のものは切り捨てます。  
 ■保険料と制度運営費を合算して「掛金」と記載しています。制度運営費は3大疾病保険金100万円あたり20円です。

掛金月額(円)	年齢	性別	1000万円		500万円		300万円		200万円		100万円	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
掛金月額	15歳～35歳	男性	1,640	1,148	820	492	328	164				
	S61.11.2～H19.11.1 生	女性	1,810	1,267	905	543	362	181				
	36歳～40歳	男性	2,740	1,918	1,370	822	548	274				
	S56.11.2～S61.11.1 生	女性	3,660	2,562	1,830	1,098	732	366				
	41歳～45歳	男性	3,040	2,128	1,520	912	608	304				
	S51.11.2～S56.11.1 生	女性	4,560	3,192	2,280	1,368	912	456				
	46歳～50歳	男性	4,610	3,227	2,305	1,383	922	461				
	S46.11.2～S51.11.1 生	女性	5,280	3,696	2,640	1,584	1,056	528				
	51歳～55歳	男性	6,810	4,767	3,405	2,043	1,362	681				
	S41.11.2～S46.11.1 生	女性	6,470	4,529	3,235	1,941	1,294	647				
	56歳～60歳	男性	10,540	7,378	5,270	3,162	2,108	1,054				
	S36.11.2～S41.11.1 生	女性	7,660	5,362	3,830	2,298	1,532	766				
更新継続加入者用	61歳～65歳	男性	15,680	10,976	7,840	4,704	3,136	1,568				
	S31.11.2～S36.11.1 生	女性	9,970	6,979	4,985	2,991	1,994	997				
	66歳～70歳	男性	22,510	15,757	11,255	6,753	4,502	2,251				
	S26.11.2～S31.11.1 生	女性	13,780	9,646	6,890	4,134	2,756	1,378				
	71歳	男性	27,600	19,320	13,800	8,280	5,520	2,760				
	S25.11.2～S26.11.1 生	女性	16,430	11,501	8,215	4,929	3,286	1,643				
	72歳	男性	29,480	20,636	14,740	8,844	5,896	2,948				
	S24.11.2～S25.11.1 生	女性	17,380	12,166	8,690	5,214	3,476	1,738				
	73歳	男性	31,460	22,022	15,730	9,438	6,292	3,146				
	S23.11.2～S24.11.1 生	女性	18,380	12,866	9,190	5,514	3,676	1,838				
	74歳	男性	33,530	23,471	16,765	10,059	6,706	3,353				
	S22.11.2～S23.11.1 生	女性	19,420	13,594	9,710	5,826	3,884	1,942				
75歳	男性	35,710	24,997	17,855	10,713	7,142	3,571					
S21.11.2～S22.11.1 生	女性	20,500	14,350	10,250	6,150	4,100	2,050					
76歳	男性	38,000	26,600	19,000	11,400	7,600	3,800					
S20.11.2～S21.11.1 生	女性	21,630	15,141	10,815	6,489	4,326	2,163					
77歳	男性	40,400	28,280	20,200	12,120	8,080	4,040					
S19.11.2～S20.11.1 生	女性	22,810	15,967	11,405	6,843	4,562	2,281					
78歳	男性	42,920	30,044	21,460	12,876	8,584	4,292					
S18.11.2～S19.11.1 生	女性	24,040	16,828	12,020	7,212	4,808	2,404					
79歳	男性	45,570	31,899	22,785	13,671	9,114	4,557					
S17.11.2～S18.11.1 生	女性	25,310	17,717	12,655	7,593	5,062	2,531					
80歳	男性	48,340	33,838	24,170	14,502	9,668	4,834					
S16.11.2～S17.11.1 生	女性	26,640	18,648	13,320	7,992	5,328	2,664					

76歳から80歳の方は、新規加入・増額はできません。



### 付帯サービス

以下のサービスを無料で利用することができます。

人間ドック 紹介予約サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○提携医療施設(全国約800機関)での人間ドックの受診を、お申し込みから予約確認まで代行するサービスです。</li> <li>○人間ドックは、通常料金の5～20%程度割引の優待料金で受診いただけます。</li> <li>※割引が適用される医療機関がない地域もあります。</li> <li>※同じ医療機関でも検査内容によっては割引が適用されない場合もあります。</li> </ul>	
がんセカンドオピニオン サポートサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○がんに特化したセカンドオピニオン対応医療機関の窓口を紹介するサービスです。</li> <li>○症状やお住まいの地域に合わせた医療機関の情報を、電話にて提供します。</li> <li>○ご紹介の対象となる医療機関は全国約2万機関(うち、がん拠点病院は約400機関)です。</li> </ul>	

セカンドオピニオン: がんのような大きな病気について、診療を受けている担当医ではなく、他の病院の医師に治療の進行状況や治療選択などの意見を求めること。

- ※付帯サービスは、本人・配偶者とも加入者のみご利用いただけます。
- ※人間ドック受診料やセカンドオピニオン対応医療機関での受診料は加入者負担となります。
- ※付帯サービスは、株式会社ウェルネス医療情報センターが提供します。
- ※付帯サービスは令和3年6月時点のものであり、将来予告なく変更もしくは中止することがあります。
- ※ご利用時の照会先は、加入後にお渡しする「ご加入内容のお知らせ」にてご連絡します。

# 制度のお取扱い

## 加入対象者

- 【本人】 日本税協連福祉会の会員および会員事務所の役員・従業員、事務局専従役員で満14歳6か月超75歳6か月以下(継続加入のときは満80歳6か月以下)の方  
(パートは社会保険加入等定着性がある場合可。アルバイトは除きます。)
- 【配偶者】 本人の戸籍上の配偶者で満18歳以上75歳6か月以下(継続加入のときは満80歳6か月以下)の方  
※令和4年4月1日時点で満16歳以上の女性は上記の年齢に満たない場合でもご加入いただけます。
- 上記年齢は令和4年5月1日現在の年齢となります。なお、中途加入に際しても左記月額掛金表の生年月日でご確認ください。

### ⚠ 加入に際しての留意事項

- 加入対象者ではない方は加入できません。
- 万一、加入者が加入対象者ではないことが判明したときには、保険金の支払対象となる場合に該当されていても、保険金は支払われません。
- 満75歳6か月を超えて継続加入される方は、保険金額を増額できません。
- 配偶者が加入される場合は、以下の点にご留意ください。
  - ・配偶者のみで加入することはできません。(本人の加入が必要です。)
  - ・本人より高い保険金額のコースには加入できません。

## 告知

ご加入(または増額)の際には、健康に関する告知をしていただきます。

## 保険期間

令和4年5月1日から令和5年4月30日までの1年間です。  
※保険期間途中の加入者は、加入した日から上記保険期間末日までが、初年度の保険期間となります。  
※お申し出がない場合には、毎年更新日(保険期間末日の翌日)に自動更新されます。

## 加入(増額)日

毎月1日が加入(増額)日=保障開始日となります。(加入前月10日までに日本税協連福祉会事務局に加入申込書をご提出ください。ただし、更新月(5月)のご加入につきましては、3月31日(木)が書類必着日となります。)

## 脱退

次の場合は、この3大疾病保障共済制度から脱退となりますので、所定の用紙にて脱退手続きをおとりください。(脱退前月20日までに日本税協連福祉会事務局に脱退通知書をご提出ください。ただし、更新月(5月)の脱退につきましては、3月31日(木)が必着日となります。)

### a. 死亡された場合、保険金が支払われた場合、または以下に該当された場合

- 【本人】 退職などで加入対象者ではなくなった場合  
【配偶者】 本人が脱退された場合、または離婚などで加入対象者ではなくなった場合

### b. 日本税協連福祉会を退会される場合

## 掛金の払込み

- a. 掛金の払込みは収納代行会社「株式会社シーエスエス」(略称CSS)に委託して、ご指定の金融機関預金口座より当月分掛金を当月27日(土日祝祭日の場合翌営業日)に自動的に引き落としいたします。
- b. 掛金の口座引き落としが不能のときは翌月27日(土日祝祭日の場合翌営業日)に2か月分の引き落としのご案内を行います。なお、2か月連続で払込みがない場合は、未入金月の1日に遡って本制度より自動的に脱退となり、保険効力も失われますのでご注意ください。

## 配当金

毎年契約団体ごとに保険期間(1年間)の収支計算を行い、剰余金が生じた場合に支払われます。  
※毎年支払われる配当金は変動し、支払われない場合もあります。  
※保険期間途中で脱退された場合、その脱退事由にかかわらず配当金は支払われません。

## 保険金の受取人、保険金の請求など

- 保険金の受取人  
加入者(保障の対象となる方)自身
- 保険金の請求と代理請求
  - ・保険金は、当会を通じて保険会社に請求します。
  - ・加入者が、傷害または疾病により請求の意思表示ができない、疾病名の告知を受けていない等により保険金を請求できないときは、代理請求人が加入者の代理人として保険金を請求できます。  
代理請求人は請求時において所定の要件を満たす必要があります。  
※別紙「支払に関する補足説明」の「代理請求人」をご確認ください。
- 保険金をご請求される場合は、日本税協連福祉会事務局宛ご連絡ください。

## その他



- 更新月(5月)は加入・脱退以外のご変更につきましても、3月31日(木)が書類必着日となります。
- この共済制度は、日本税協連福祉会が生命保険会社と締結した団体3大疾病保障保険契約に基づき運営いたします。なお、この制度は、日本税理士協同組合連合会に事務委託しております。

## 税務について

- 加入者が負担した保険料(配当金がある場合は配当金を差し引いた金額)は介護医療保険料控除の対象となり、所得税および住民税が軽減されます。
- 受け取られた保険金は、所得税法上全額非課税となります。

※個別の税務取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。記載の内容は、令和3年6月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。

## 支払われる保険金(保障の内容)

保険金	疾病	支払対象となる場合
3大疾病保険金 (注1・2)	がん 〔悪性新生物〕 (注3)	加入者が保険期間中(ただし加入日から90日以内を除く)に、 <b>生まれて初めて</b> 所定のがん(悪性新生物) <sup>(※)</sup> になったと医師によって診断確定 <sup>(注5)</sup> されたとき。
	急性心筋梗塞 (注4) 	加入者が加入日以後の疾病を原因として保険期間中に発病した所定の急性心筋梗塞 <sup>(※)</sup> により、次のいずれかに該当されたとき。 ア. 急性心筋梗塞の治療を直接の目的とする手術 <sup>(※)</sup> を受けられた。 イ. 初診日 <sup>(注6)</sup> から起算して <b>60日以上</b> 、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された。
	脳卒中 	加入者が加入日以後の疾病を原因として保険期間中に発病した所定の脳卒中 <sup>(※)</sup> により、次のいずれかに該当されたとき。 ア. 脳卒中の治療を直接の目的とする手術 <sup>(※)</sup> を受けられた。 イ. 初診日から起算して <b>60日以上</b> 、言語障害・運動失調・まひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された。

(注1)死亡や高度障害の保障はありません。

(注2)いずれかの疾病によって保険金が支払われた時点でその加入者の保障は終了し、再加入はできません。なお、配偶者が加入されている場合には、本人の保障が終了したとき、配偶者の保障も自動的に終了します。

(注3)上皮内新生物、悪性黒色腫以外の皮膚がん(悪性新生物)は支払対象となりません。

(注4)狭心症等は支払対象となりません。

(注5)診断確定とは、医師によって「病理組織学的所見(生検)等により診断確定された」ことを指します。

(注6)初診日とは、診察・検査・治療・投薬のいずれを問わず、初めて医師にかかって診察を受けた日をいいます。

なお、何らの自覚的症状がなく、健康診断を目的とする検査を受けたのみでは、「医師の診察を受けた」ことには該当しません。

※「がん(悪性新生物)」「急性心筋梗塞」「脳卒中」「手術」については、別紙「支払に関する補足説明」をご確認ください。

### ⚠ お申し出による無効の取扱い

以下のいずれかに該当する場合は、加入者から当会を通じ保険会社に申し出ることにより契約を無効とすることができます。この場合、保険金は支払われず、払込んだ掛金は返金されます。

①加入日から90日以内にかん(悪性新生物)と診断確定された場合

この場合のお申し出の期限は、診断確定された日から1年となります。

②加入日前にかん(悪性新生物)と診断確定され、その事実を知らずに加入した場合

この場合のお申し出の期限は、その事実を保険会社が把握したのちに、保険会社が当会あてに無効とできる旨の通知をした日から30日となります。

※お申し出がないときは、保障を継続します。この場合、急性心筋梗塞と脳卒中の2疾病のみの保障となり、掛金の変更はありません。

※告知義務違反や重大事由により契約が解除となる場合など、無効のお申し出をできないことがあります。

※保険金が支払われない場合があります。詳しくは、別紙「注意喚起情報」の「5.保険金が支払われない場合について」を必ずご確認ください。

お届けしたのは